



平成 27 年 12 月 29 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 劉 天泉  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：  
執行役員 管理統轄本部 総務人事本部長  
矢沼 克則  
Tel 03-5657-3000 (代表)

### 社内調査委員会報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 25 日付「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」において開示しましたとおり、国内および海外におけるハードウェア取引（A取引およびB取引）における李堅当社元取締役の返済原資とE社への貸付金（E取引）との関連性を含む過去の取引の適切性について調査を行ってまいりました。

このたび、社内調査委員会報告書を受領いたしましたので以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 社内調査委員会報告書の内容

報告内容につきましては、添付資料の「社内調査委員会報告書（要約版）」をご覧ください。本報告書は、当社および取引先に関する多くの機密情報を含んでいるため、要約版のみを公表いたします。要約版は、本報告書のうち、E取引の概要、A取引およびB取引における返済原資とE取引の関連性および各調査対象取引の適切性に関する記述を抽出し、それらの要点を記載いたしました。

また、要約版では、基本的に、関係者および取引先等の名称については、アルファベット表記しております。これは、個人に対する社会的評価や私生活へ与える影響および他社の営業に及ぼす影響等を配慮したものであります。

#### 2. 当社の対応について

当社取締役会は、本日開催の取締役会において社内調査委員会の委員長である弁護士から当該調査についての説明を受け、十分な審議を行った上で当社としての対応を決定する必要があると判断いたしました。今後の対応につきましては、平成 28 年 1 月 12 日までに決定し、開示を行う予定であります。

以 上

# 社内調査委員会報告書（要約版）

平成27年12月29日

株式会社S J I 御中

株式会社S J I 社内調査委員会

委員長 大橋君平

委員 兼定尚幸

委員 鎌田俊一郎

当社社内調査委員会（以下「当委員会」という。）は、平成27年11月25日に設置され、国内および海外におけるハードウェア取引（A取引及びB取引）における李堅当社元取締役（以下「李元取締役」という。）の返済原資とE社への貸付金（E取引）との関連性を含む過去の取引の適切性について調査を行った。

当委員会は、本日、下記のとおり、当該調査の結果について報告を行うものである。

## 記

### 第1 調査の方法・経過

当委員会が本日までに実施した調査方法は、①当委員会設置時点で当社が収集済の過去の取引に関連する資料の精査、②関係者への資料提供要請及びそれを通じて得られた資料の精査、③関係者のヒアリングの実施である。

本日までの調査期間は約1か月と十分な時間が確保されたとははいえず、調査方法が任意調査であることもあって、関係者からの資料収集やヒアリングの実施には一定の制約があったことは否定し難い。そのため、今後、本報告書の内容については、新たな資料が収集できた場合や、ヒアリングにより新たな事実が判明した場合には、変更があり得ることに留意されたい。

## 第2 E取引に関する調査結果

### 1 調査対象取引の概要について

#### (1) 当社ハードウェア取引（A取引及びB取引）の概要

別紙「A・B取引の詳細一覧」のS J Iグループの国内におけるハードウェア取引10件（A取引）及び海外におけるハードウェア取引1件（B取引）は、実際のハードウェアの譲渡を伴わない取引で、その実態は李元取締役に対する資金融通であった。

#### (2) E社への貸付（E取引）及びこれに関連する資金移動の概要

S J I 香港は、平成25年2月28日、香港所在のS社との間で、返済期日を同年8月31日とする18億円の金銭消費貸借契約を締結し、同額を借り入れた。

S J I 香港は、同日、E社との間で、返済期限を同年9月30日とする8億円の金銭消費貸借契約を締結し、同額をE社に貸し付けた。

E社は、同日、T社に対し、①5560万1643円、②1億9292万0273円、③4億6592万3287円の3回に分けて、合計7億1444万5203円を振込送金するとともに、李元取締役に対して8553万4797円を送金した。

なお、E社が、T社に対して、当該合計7億1446円5203円を振込入金するに至った経緯は、次のとおりである。

① E社は、平成24年7月24日、P社に額面1億円の社債（償還期日同年8月6日）と2億4000万円の社債（償還期日同年8月15日）の2口の社債を引き受けてもらい、合計3億4000万円の資金を調達した。

② E社は、同年8月15日、T社との間で極度4億円の金銭消費貸借契約を締結し、同月17日、返済期限を同年9月末として同社から3億4000万円を借り入れた。E社は、同日、P社への前記2口の社債を償還した。

③ その後、E社は、同年9月20日、G社に額面5億1000万円の社債を引き受けてもらい、同額の資金を調達し、同月28日、この資

金の中から、T社に対して、前記3億4000万円の借入金を完済した。

- ④ E社は、T社から、同年10月1日、2億5000万円を借り入れ、同月10日、U社を経由して、T社から更に4億6000万円を借り入れた。

E社は、同日、G社に対し、額面5億1000万円の社債の償還として、5億1279万5200円を支払った。

- ⑤ E社は、T社に対して、前記合計7億1446円5203円を、前記④記載の借入金（2億5000万円及び4億6000万円の合計7億1000万円）の返済として支払った。

### 3 A取引及びB取引における返済原資とE取引の関連性について

#### (1) E取引の貸付金の使途について

E取引におけるE社の借入金の使途は、次のとおりである。

- ① E社は、平成24年7月24日、P社から調達した合計3億4000万円の資金によって、当社に対して2億5000万円の借入金を返済するとともに、李元取締役名義の口座に9000万円を振込送金した。

- ② E社は、同年9月20日、G社から調達した5億1000万円の資金によって、李元取締役の弟が支配するV社に対して6600万円を振込送金するとともに、H社に対して1億1000万円を支払った上で、T社に対して、同月20日に2億4500万円を、同月28日に9500万円をそれぞれ支払った。

V社は、同日、李元取締役名義の口座に、6599万9160円を振込入金した。

- ③ E社は、同年10月1日及び同月10日、T社から調達した合計7億1000万円の資金によって、同年10月1日、V社名義の口座に9936万円を振込送金とともに、H社に対しても2950万円を振込送金し、同月10日、G社に対して5億1279万5200円を振込送金するとともに、李元取締役名義の口座に4720万5480円

を振込送金し、その余は運転資金に充てた。

V社は、李元取締役名義の口座に、同年10月1日に4136万円を、同年10月5日に5870万円をそれぞれ振込送金した。

- ④ E社は、平成25年2月28日、S J I 香港から調達した8億円の資金を原資として、T社に合計7億1444万5203円を支払うとともに、李元取締役名義の口座に8553万4797円を振込送金した。

以上のとおり、E取引におけるE社の借入金の使途には、李元取締役への合計3億8809万9437円（前記①の9000万円+前記②6599万9160円+前記③の4720万5480円+前記④の9936万円+前記⑤の8553万4797円）の振込送金が含まれている。

そして、E社は、約10億円を李元取締役等に返済すべき立場にあり、李元取締役に対して借入金の返済としての支払いを行っていたことから、E社から李元取締役に対する前記3億8809万9437円の振込送金は、李元取締役からの借入金の返済として支払われたものと認められる。

## (2) A取引及びB取引における返済原資について

E取引は、E社が、平成24年7月24日から同年10月18日までの間に、G社、P社又はT社からの借入れ並びに当該借入金を原資とする返済をそれぞれ4回ずつにわたって繰り返した後に、平成25年2月28日、S J I 香港から8億円を借り入れた上、当該借入金を、T社に対する借入金の返済等に充てたという取引である。

A取引のうち、S J I グループへの入金日が平成24年7月24日以降のものは、A取引の8、9及び10番のみであり、H社が、平成25年2月27日、S J I 香港に対して、1億1865万円（A取引の8番）、2億5381万4925円（A取引の9番）及び1億8509万5050円（A取引の10番）の合計5億5755万9975円を支払っている。しかしながら、E取引におけるE社からH社への送金は、平成24年9月20日の1億1000万円の支払いと、同年10月1日の2950万円の支払いのみであるところ、これらの支払いと前記5億5755万9975円の支払いとは約4か月の時期の隔たりがあるところであり、H社が事業会社であること等を踏まえると、これらの支払いがA取引の8、9及び10番の返済原資になっているとは認め難い。

また、B取引のうち、S J I グループへの入金日が平成24年7月2

4日以降のものは、平成24年11月7日に行われた5億6416万9008円の入金（H社からS J I 香港に対する入金）のみである。そして、E社は、同月5日、P社に額面5億5000万円の社債を引き受けて貰って同額の資金を調達し、同日、同額をH社に振込送金していることから、この資金を原資として前記5億6416万9008円の振込送金を行ったものと認められる。

(3) 小括

以上から、E取引がA取引及びB取引における返済原資に用いられていたとは認められない。

4 E取引の適切性について

(1) E取引においては、E社から李元取締役に対して合計3億8809万9437円の支払いが行われている。

当該支払いは、E社が李元取締役からの借入金の返済として支払ったものと認められ、また、A取引及びB取引における返済原資に充てられたとは認められないことから、法律上の原因がない支払いであったとはいえない。

また、李元取締役において、E社が、P社、G社、T社又はS J I 香港からの借入金を当該支払いの支払原資に用いたことを認識していたとは認められない。

さらに、E取引においては、S社からの18億円の借入金を支払原資として、E社に対する8億円の貸付が実行されているところ、S社からの18億円の借入金が、当初からE社への貸付を目的として調達されたものであったとまでは認められない。

そのため、前記合計3億8809万9437円の支払いについて、当社が、直接ないしP社、G社、T社又はS J I 香港を介して、李元取締役に対して返還を求めるべき法的根拠は見当たらない。

(2) E取引におけるS J I 香港のE社に対する8億円の貸付金については、貸付実行から2年半余りが経過しているが、現在までその相当額が未回収となっている。

貸付実行時において、李元取締役を含むS J I 香港董事会において回収可能性の審議・検討に当たり、考慮された事情は、①当時、当社とE社との間で複数の共同事業の話が進められていたことを背景に、既に当

社からE社に対する貸付が複数回実行されており、返済が滞っているものはなかったこと、②E社の主要株主に信用力の高い株主が複数含まれていたこと、③E社の借入金の支払いが滞ったり、その業績が悪化しているなどの回収に懸念を生じさせるような情報がなかったことが挙げられる。

これらを総合考慮し、李元取締役を含むS J I 香港董事会は、E社に対する8億円に対する貸付は回収可能性があるものと判断したものであるが、他方で、上記貸付に先立ち、当社の関係会社管理規程に違反し、当社取締役会の承認を得ておらず、貸付実行後の事後報告にとどまっている。そうすると、貸付実行時の与信判断に関しては、当時のS J I 香港各董事について香港法を準拠法とするS J I 香港に対する法的責任の有無が問題となりうるという以外に、当時、当社代表取締役兼S J I 香港董事長の立場にあり、E社から直接に資金調達の要請を受けてこれを実行した李元取締役の民事上の責任追及を検討するに当たり、当社に対する善管注意義務違反が問題となり得る。

しかしながら、李元取締役の法的責任を問題とするにあたっては、損害が発生しているのかという問題がある。この点につき、S J I 香港によるE社に対する8億円の貸付時には回収可能性が全くなかったと断定できない以上、その時点で損害が発生したとは認め難い。さらに、E社から、S J I 香港に対する8億円の返済について、分割払いによる返済計画が示された上で、その計画に沿った返済が始められている。そのため、現時点で、E社に対する回収が著しく困難な状況に陥っているとまでは言い難く、損害の発生は認められないといえ、この点において、李元取締役に対して、当社が民事上の責任を追及することは困難であると考えられる。

### 第3 その他の取引に関する調査結果

#### 1 G社に対する貸付及び同社からの期限前弁済についての調査結果

当社が平成25年1月8日にG社に対して5000万円を貸し付けた際の条件は、返済期間が20年もの長期間である上に、利率も1%にとどまっており、G社にとって著しく有利な内容に定められている。

しかしながら、G社が当社に対してこのような条件での融資を求めたのは、G社が当社との間で資本・業務提携関係の構築を試みていた状況のもとで、当社がG社との間で強固な長期的関係を構築する意思を有しているのかを確認する趣旨であったという。そして、当社が、当時、G社の間で、

G社子会社による6億円の社債引受を通じた資金的関係を有していたこと、G社の側から当社に対して前記条件での融資の要請がなされたこと、G社からの回収可能性を懸念するような事情が見当たらないことからすれば、当社がG社からの要請に応じて貸付を行ったことについて、これに関与した役員の法的責任の問題が生じるとまでは言い難く、経営判断上の問題にとどまると考える。

平成26年6月24日にG社から当社になされた期限前弁済の金額は3000万円にとどまっており、同日、当社はG社に対する2000万円余りの債権を放棄した上で当該弁済を受領している。

しかしながら、貸付実行後、平成26年6月までの当社の財務状況の変化を踏まえると、G社に対して貸付から1年余りで期限前弁済を求めたのもやむを得ないところであり、3000万円という期限前弁済の金額も、G社の側から一定の合理性のある金額として提示された3000万円を交渉を行った上で受諾したものであるといえるから、当社がG社との間で合意書を締結して、G社から貸付金の返済として金3000万円の支払いを受けるとともに、G社に対するその余の債権を放棄したことについて、これに関与した役員の法的責任の問題が生じるとまでは言い難く、経営判断上の問題にとどまると考える。

## 2 Q氏に対する送金についての調査結果

平成24年7月20日に行われたS J I 香港からQ氏に対する950万香港ドルの送金は、I社株式の香港証券取引所における取引が停止されている状況のもとで、I社株式の上場廃止を回避するとともにH社株式取得資金の回収を行うべく、当時、S J I 香港が公開買付けにより既に取得済であったI社株式の一部を第三者に売却するために、Q氏に対して、株式の売却先の選定・紹介のための活動の費用及び手数料の前払金の支払いとして行われたものである。

そして、Q氏はS J I 香港に対して約定の業務を履行していないため、Q氏は、S J I 香港に対して、前払金として受領した950万香港ドル全額の返還債務を負っているものと考えられる。

I社株式の取引が停止されている状況のもと、S J I 香港において、早急に、I社株式の売却先の選定・紹介をブローカーに依頼する必要があったことは否定し難い。そして、当時、S J I 香港において、ブローカーの確保が難航しており、Q氏への950万香港ドル送金時点においては他の依頼先候補が存在しなかったこと、Q氏への前払金支払に先立って前払金の減額交渉が行われ、実際に相当額の減額が行われていることからすると、



S J I 香港における社内手続を履践することのないままに、Q氏にプレイスダウン活動を依頼することについて緊急性・必要性があるものと判断したこと、Q氏に対してI社株式の売却先の選定・紹介を依頼することとして、前払金の額についてできる限りの減額交渉を行った上で、契約書等を作成することなく前払金を送金する旨の判断をしたことについては、S J I 香港董事会及び当社取締役会に事後報告すべきであったということは指摘できるものの、当該各判断が著しく不合理であったといえるまでの積極的な根拠は見当たらないため、これに関与した役員の法的責任の問題というよりは、経営判断上の問題にとどまると考える。

### 3 LDZXの北京所在の所有不動産売却についての調査結果

LDZXは、平成25年10月27日、中国法人R社との間で、北京不動産の売却にあたっては、R社が北京不動産の売買代金を香港に海外送金する旨を合意した。

ところがその後、R社において、北京不動産の購入資金の調達先である銀行との関係で、売買代金をLDZXの中国の銀行預金口座に入金する必要が生じたことから、同年11月12日以降、同月22日の売買契約成立までの間に、R社は、中国法人J社を経由して、LDZXの中国の銀行預金口座に、売買代金1億4019万0810人民元のうち1億2000万人民元を送金することになった。

他方、LDZXは、同年10月27日付合意のとおり、R社が指定した送金先である中国法人K社に対して5200万人民元を送金することによって、香港への海外送金をR社に委ねた。

そうすると、同年11月22日の売買契約成立時点においては、LDZXとR社は、売買代金の最終残額の確定に向けて北京不動産の借入者との交渉を続けつつ、LDZXは、受領済の6800万人民元から税金等費用や担保解除借入金返済を行う役割を担っており、R社は、K社において受領済の5200万人民元を香港に海外送金する方法によってLDZXに改めて支払うという役割を担っていたといえる。

そして、平成26年1月17日に売買代金の最終残金が5800万人民元に確定していること、同日までのLDZXからK社への送金額は合計5800万人民元であること、R社がLDZXに対して売買代金として5800万人民元の支払義務があることを認めていることからすると、R社は、LDZXに対して、北京不動産の売買代金として、5800万人民元を香港に海外送金する方法によって支払う義務を負っているものと考えられる。

LDZXにおいて北京不動産の売買代金の最終代金を自ら香港に海外送金することなく、R社をして香港に海外送金させることとした判断については、当該判断が著しく不合理であったといえるまでの積極的な根拠は見当たらないため、これに関与した役員の法的責任の問題というよりは、経営判断上の問題にとどまると考える。

以 上

別紙 A・B取引の詳細一覧

A取引の詳細

(単位:円)

番号	仕入先	支払日 (SJIグループか らの出金日)	支払額	SJIの 販売先	SJI グループの販売先	入金日 (SJIグループへの 入金日)	入金額
1	O社	H22.7.2	47,250,000	L社	L社	H22.9.30	50,400,000
2	E社	H22.10.28	205,275,000	L社	L社	H23.1.31	208,121,142
3	E社	H23.1.31	370,000,050	M社	M社	H23.5.24	385,000,875
4	O社	H23.2.28	201,936,630	SJI 香港	H社	H24.6.14	205,427,000
5	E社	H23.2.28	95,340,000	SJI 香港	H社	H24.6.14	97,600,000
6	O社	H23.4.28	278,685,750	SJI 香港	H社	H23.9.5	287,000,000
7	E社	H23.6.15	304,585,365	M社	M社	H24.3.30	310,801,050
8	N社	H23.6.15	118,650,000	SJI 香港	H社	H25.2.27	120,000,000
9	O社	H23.9.20	253,814,925	SJI 香港	H社	H25.2.27	258,739,100
10	O社	H23.9.20	185,095,050	SJI 香港	H社	H25.2.27	188,680,000
合計			2,060,632,770				2,111,769,167

## B取引の詳細

(単位:円)

仕入先	SJI 香港による支払日	SJI 香港による支払額	SJI 香港の販売先	SJI 香港への入金日	SJI 香港への入金額	送金金額	返済期日
F社	H23.5.20	1,199,166,400	H社	H24.6.6 H24.11.7	707,334,978 550,000,000	550,000,000	H24.12.26
合計		1,199,166,400			1,257,334,978		